

## 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 名誉会長規則

### (名称)

- 第1条 本法人の名誉会長を「一般社団法人プロジェクトマネジメント学会名誉会長」と呼び、略称には「SPM名誉会長」を用いる。
- 2 英語による表記は“Honorary President of the Society of Project Management”とし、略称には“SPM Honorary President”を用いる。

### (名誉会長の身分)

- 第2条 第1条に定める名誉会長の身分は正会員とする。

### (名誉会長の条件)

- 第3条 第1条に定める本法人の名誉会長は以下の全ての条件を満たす者とする。
- (1) 本学会の正会員である者
- (2) 本学会の会長の経歴を有する者
- (3) 本学会の理事、監事又は理事会出席の権利と義務を有する役職者ではない者
- 2 本法人への特段の功績等により、本条第1項の定めによらず本法人の理事会の総意で推薦する者。

### (第3条第1項2号の例外)

- 第4条 第3条第1項2号に定める会長の経歴には、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会定款（以下、定款）第6条第2項に定める任意団体たるプロジェクトマネジメント学会における会長の経歴を含める。

### (発議と承認)

- 第5条 名誉会長にしようする者は、会長が発議し、理事会の審議を経て、社員総会の議事に付す。
- 2 社員総会は、定款第15条第1項9号の定めにより、当該正会員を名誉会長とすることの可否と定款第15条第1項1号の定めによる会費の免除を審議する。

### (名誉会長の権利)

- 第6条 名誉会長になる者には、この個人を顕彰するための名誉会長証と記念品を贈る。
- 2 名誉会長には、本法人名誉会員の称号を同時に授与し、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会名誉会員規則第6条に定める権利を付与する。ただし、既に名誉会員である者には、この称号を重ねて授与しない。

### (名誉会長の任期)

- 第7条 名誉会長の任期は終身とする。
- 2 名誉会長は定款第10条及び第11条により除名され、資格を喪失する。
- 3 名誉会長たる正会員が、本法人の理事、監事又は理事会出席の権利を有するその他の役職者となる場合には、その任期中の全てにおいて名誉会長及び名誉会員の呼称の使用及び権利を停止する。

### (所管委員会)

- 第8条 名誉会長に関する事務取扱を総務委員会が行う。

### 附則

平成30年1月15日 総務委員長 初田賢司 制定